

新潟市教育委員会 平成31年4月 定例会会議録

日 時	平成31年4月19日(金) 午後3時30分			
場 所	白山浦庁舎5号棟3階 教育会議室1			
教育長	前 田 秀 子		/	
出席委員 (8名)	佐 藤 久 栄		出席委員	小野沢 裕 子
	上 田 晋 三			市 嶋 洋 介
	田 中 賢 一			渡 邊 純 子
	渡 邊 節 子		欠席委員	/
	山 倉 茂 美			/
会議出席 教育委員会 事務局職員 (20名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	高 居 和 夫	学 校 支 援 課 長	齋 藤 純 一
	教 育 次 長	古 俣 泰 規	生 涯 学 習 セ ン タ ー 所 長	枝 並 素 子
	教 育 総 務 課 長	渡 邊 剛	中 央 公 民 館 長	浅 間 直 美
	学 務 課 長	高 橋 光 久	中 央 図 書 館 長	吉 田 英 津 子
	施 設 課 長	高 橋 裕 幸	教 育 総 務 課 課 長 補 佐	佐 藤 夏 樹
	保 健 給 食 課 長	東 理 守	教 育 総 務 課 係 長	桑 原 勝 俊
	地 域 教 育 推 進 課 長	緒 方 猛	教 育 総 務 課 主 査	山 口 学
	学 校 人 事 課 長	池 田 浩		
	教 育 職 員 課 長	浅 間 孝 之		
総 合 教 育 セ ン タ ー 所 長	小 川 裕 一			
他部署 出席者(0名)				

開会	時刻	午後3時30分
	宣言者	教育長
付議事件 (7件)	議案番号	件名
	議案第1号	第33期新潟市社会教育委員の委嘱について
	議案第2号	2020年度使用新潟市立小学校用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第3号	2020年度使用新潟市立中学校用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第4号	2020年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第5号	2020年度使用新潟市立特別支援学校・特別支援学級用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第6号	2020年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第7号	2020年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針について
報告 (4件)	新潟市教育委員会事務専決規程一部改正について	
	新潟市臨時教育職員に関する規則の一部改正について	
	小針小学校事務職員による不適正事務の対応について	
	2020年度新潟市立学校教員採用選考検査の概要について	

## 第1 開会宣言

### ○教育長

午後3時30分 開会を宣言する。

ただ今より、4月の教育委員会定例会を開催いたします。

現在、報道はございません。なお会議中に報道関係者より、委員会の撮影及び録音したい旨の申し出がありましたら、これを許可することにご異議ございませんでしょうか。

では、そのように決定します。

### 会議録署名委員の指名

### ○教育長

日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員に市嶋委員及び佐藤委員を指名します。

### 新任委員挨拶

### ○教育長

続きまして、付議事件に入ります前に4月1日付で教育委員に再任された田中委員と新任の渡邊純子委員から一言ずつご挨拶をお願いいたします。

はじめに田中委員をお願いします。

### ○田中委員

今年度4月1日から再任いただきました田中賢一でございます。

この2年半、前委員の残任期間をやってきたわけですが、この2年半を振り返りますと、学校現場は、新しい指導要領への対応、いじめ不登校の問題、そして今教職員の働き方改革ということで、ますます多忙化あるいは難問が山積しているなど感じております。意を新たにしましてまた新潟市の子どもたちのために精一杯頑張ってまいりたいと思っております。どうぞよろしくをお願いします。

### ○渡邊委員

このたび教育委員に任命いただきました渡邊純子と申します。

北区に住んでおります。これまで図書館協議員や民生児童委員をやっております。子どもたちが心豊かに過ごせることを願って活動してまいりました。

その経験を活かしつつまだまだ未熟ではございますが、こちらの方でも色々勉強させていただいて頑張ってまいりたいと思っております。

よろしくをお願いいたします。

## 第2 付議事件

### ○教育長

ありがとうございました。

それでは、日程第2「付議事件」に入ります。

はじめに、議案第1号「第33期新潟市社会教育委員の委嘱について」、生涯学習センターから説明をお願いします。

### ○生涯学習センター所長

生涯学習センターの枝並です。よろしくをお願いいたします。

3月は社会教育委員との懇談会で貴重なお時間を頂きありがとうございました。

それでは議案第1号についてご説明します。付議1ページをご覧ください。

第 33 期新潟市社会教育委員の委嘱についてです。

資料の中で、平成 32 年の表記がでてきますが、市全体の新元号の取り扱いとして、4月 30 日までに作成する文書に使用する元号は、5月 1 日以降の日付を含む場合も、平成を使用するという取扱いになっておりますので、ご承知おきください。

ページが飛びますが、付議3をご覧ください。

現在の第 33 期社会教育委員の任期についてですが、平成30年5月 2日から平成32年5月 1日までの2年間でございますが、このたび社会教育の関係者である、本間莉恵委員から、4月 4 日付けで辞任したい旨の申し出がありました。

社会委員は「新潟市社会教育委員に関する条例で」定数が11人、任期は2年、学校教育、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者、市内に住所を有する者から委嘱すると定められています。

この度、社会教育の関係者からの辞任の申し入れでしたので、新たな委員についても、引き続き、社会教育の関係者を委員にお願いすることとしました。

付議2をご覧ください。

新たな委員は、学生時代から、教育やまちづくり分野での地域との連携活動に参加され、社会人になってからも、公民館での講座講師や地域団体等と連携した活動などをされている、角野仁美さんをお願いしたいと考えております。

なお、角野委員の任期については、この後ご了解いただければ、本日、平成31年4月19日から前任者の残任期間である、平成32年5月 1日までとなります。参考までに、現委員の名簿もつけさせていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議をお願いします。

○教育長

ただいまの説明にご意見、ご質問等ございましたら挙手をお願いします。

特にございませんでしょうか。それでは、議案第 1 号については、承認してよろしいでしょうか。では、そのように決定します。

次に議案第 2 号から議案第 7 号の教科用図書採択に関する基本方針については関連がありますので、一括して審議したいと思います。学校支援課から説明をお願いします。

○学校支援課長

それでは、2020 年度使用新潟市立学校用教科用図書採択に関する基本方針について、議案第2号から第7号まで一括してご説明いたします。

はじめに、2020 年度使用教科用図書の採択についてご説明いたします。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第

14 条により、特別支援学校及び特別支援学級で使用する一般図書を除き、4年間、同一の教科用図書を使用することとなっております。

しかし、小学校は、昨年度採択をしたばかりですが、2020 年度から新学習指導要領が全面実施となるため、新学習指導要領に準拠した教科書を採択いたします。

中学校は、2015 年度に採択を行いましたので、今年度で4年目になります。2021 年度から全面実施となる新学習指導要領に準拠した教科書を来年度採択するため、今回採択する教科書は、2020 年度1年間のみ使用します。また、道徳については、昨年度採択しましたので、今年度の採択はありません。このような事情から検定教科書の新たな見本本はなく、2015 年に採択した時の見本本を基に調査を行います。

以上を踏まえて、2020 年度使用新潟市立学校用教科用図書採択に関する基本方針について説明いたします。

資料の付議4ページをご覧ください。

まず、小学校用教科用図書採択に関する基本方針についてです。

1点目は、外国語、特別な教科道徳を含めた採択となります。

2点目は、採択に関しては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、関係法令及び通知に基づいて厳正に行います。

3点目は、学校経営や学習指導の任に当たる教職員の研究成果とその意見を参考にします。

4点目は、教科用図書の採択は、審議委員会の答申に基づき、教育委員会が決定します。

小学校用教科用図書については以上です。

付議5ページをご覧ください。

中学校用教科用図書採択に関する基本方針についてです。

1点目、特別な教科道徳科は、2019 年度と同一の教科用図書を採択します。

2点目、道徳科以外の教科用図書の採択を行います。

3点目以降は、先程の小学校用教科用図書採択に関する基本方針の内容と同様です。

中学校用教科用図書については以上です。

付議6ページをご覧ください。

次に、高志中等教育学校の前期課程用教科用図書採択に関する基本方針についても、中学校用教科用図書採択に関する基本方針と同様でございます。

付議7ページをご覧ください。

特別支援学校・特別支援学級用教科用図書採択に関する基本方針です。

1点目、一般図書の採択を行います。

2点目、採択に関しては、無償措置法、関係法令及び通知に基づい

て厳正に行います。

3点目、学校運営や学習指導の任に当たる教職員の研究成果とその意見を参考に採択します。

4点目、図書の採択は、審議委員会の答申に基づき、教育委員会が決定します。

特別支援学校・特別支援学級用教科用図書については以上です。付議の8ページです。

高等学校用教科用図書採択に関する基本方針についてです。

1点目、教科用図書の採択は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定によって、教育委員会が行うこととなりますが、採択に当たっては、各学校がそれぞれの教育課程に即して、教職員の意見や希望が反映されるようにします。

2点目、校長に、その学校に適する教科用図書を、次の4つの項によって選定させ、その結果を尊重して採択します。

一つ目は、自校の教育課程実施に最も適切であると判断される教科用図書であること。

二つ目は、文部科学省の教科書編集趣意書等を活用するなど、教科用図書の比較検討を組織的、計画的に行うこと。

三つめは、選定のための委員会等を設ける場合は、人選や機構について慎重に考慮し、責任体制を明確にすること。

四つ目は、不当な宣伝や勧誘に左右されることなく、公正を確保すること。

高等学校用教科用図書については以上です。

付議9ページをご覧ください。

高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針についても、高等学校用教科用図書採択に関する基本方針と同様でございます。

以上が2020年度使用の新潟市立学校用教科用図書採択に関する基本方針でございます。よろしくお願ひします。

○教育長

ただいまの説明にご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いします。

特にございませんでしょうか。それでは、議案第2号から議案第7号について、承認してよろしいでしょうか。そのように決定します。

### 第3 報告

○教育長

続きまして、日程第3の「報告案件」に入ります。

はじめに「新潟市教育委員会事務専決規程一部改正」、教育総務課から説明をお願いします。

○教育総務課長

教育総務課より、新潟市教育委員会事務専決規程の一部改正についてご報告します。

本日お配りした「新潟市教育委員会事務専決規程の一部改正につ

いて」をご覧ください。

平成31年4月1日付けで市長部局の「新潟市事務専決規程」の一部が改正されました。これにならい教育委員会においても「新潟市教育委員会事務専決規程」の一部を改正したものです。

本来であれば、3月定例会においてお諮りすべき案件でしたが、改正内容が軽易なものであり、また市長部局において改正内容の整理がなされていないなかったために、付議案件としてお諮りできませんでした。

事務局において平成31年4月1日付けで教育長に代理していただきましたのでご報告いたします。

改正内容といたしましては、事務の効率化のために、一部専決権限を見直したものです。

主な内容といたしましては、附属機関に対する諮問に関することや課長等の出張や年次有給休暇等の専決者について、これまで副市長であったものは教育次長に、教育次長であったものは課長にするものです。

詳細については、次ページの公布文、その次のページの新旧対照表に記載のとおりです。

○教育長

ただ今の説明に質問・意見のある方は挙手をお願いします。

次に、新潟市臨時教育職員に関する規則の一部改正について、学校人事課から説明をお願いします。

○学校人事課長

学校人事課です。よろしくお願いします。

3月の定例会前会議でお話したとおり、新潟市臨時教育職員に関する規則について、教育長代理により改正しましたので、報告します。

報告の1ページをご覧ください。

改正理由としましては、「働き方改革関連法」の公布に伴う労働基準法の一部改正により、年次有給休暇の確実な取得が盛り込まれました。

具体的には、年次有給休暇が10日以上与えられた労働者に対して、そのうちの5日間については、あらかじめ時季を指定して取得させるものです。

これに伴い、労働基準法が適用される臨時教育職員、具体的には非常勤講師の勤務条件等を規定する当該規則において、年次有給休暇の時季指定を定めるものです。

次に改正内容です。年次有給休暇が10日以上与えられた非常勤講師に対しては、付与日から1年以内に、当該非常勤講師の有する年次有給休暇の日数のうち5日について、当該非常勤講師の意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させるものとします。

ただし、非常勤講師の請求により年次有給休暇の取得を承認した場合においては、当該承認した日数分を、時季を指定して取得させる日数から控除するものとします。

施行日は平成31年4月1日です。

○教育長

報告2に規則、報告3に新旧対照表が記載されています。

ただ今の説明に質問・意見のある方は挙手をお願いします。

次に、小針小学校事務職員による不適正事務の対応について、学校人事課から説明をお願いします。

○学校人事課長

昨年度に発生した小針小学校事務職員による不適正事務の概要について報告します。その後の調査により金額が確定しましたので報告をします。

最初に諸校費についてです。表をご覧ください。

不正引き出し金額については、平成29年度、平成30年度を合計し500,346円となりました。内訳は表のとおりです。

保護者が現金を納入した後に不明となった金額については、29年度、30年度の合計で197,854円となります。

次に職員厚生費についてです。

不正に引き出した423,360円のうち、他の会計の立替分については、その会計から戻ってきたという確認をされて最終的に横領した金額304円と使途不明金が203,390円となりました。

本人への請求については2番のとおり、諸校費の①と②を合計し、698,200円、職員厚生費の③と④を合計し203,694円、合計901,894円が事務職員へ請求した金額になります。

4月13日土曜日に校長が通知を持って自宅を訪問し手渡し、4月15日月曜日に本人が学校を訪れ全額弁済を終了しています。

なお、そのほか緊急点検を行いました。教育委員会各課が行った緊急点検については口頭でご報告します。

本案件の発生後、教育委員会各課による調査・点検などを一律全校園に行いました。その結果、印鑑と通帳が同じ場所に保管されていた等の学校がありましたが、その後指導を行い、すべて改善されたことを確認済みです。以上です。

○教育長

ただ今の説明に質問・意見のある方は挙手をお願いします。

○山倉委員

横領した金額と使途不明金があるのですが、それは「はっきりとこれに使いました」というものが横領した金額なのですか。どう分けていますか。

○学校人事課長

本人が「これについては、自分で下ろして、これに使いました」とはっきり言ったものについては横領した金額としています。

そして、使途不明金については、本人も回数があまりにも多くてはっきりしていないようなものについて最終的に精査した結果、本人が横領したとしか考えられないような金額については、使途不明金にしています。本人が認めているわけではないのでそのようにしました。

○市嶋委員

こちらの方は弁済されて、処分もありましたが、業務上で横領したという刑事的な部分はどうなりますか。

○学校人事課長

全額弁済したということについてははっきりしましたので、刑事告訴等に



- については、警察と相談してにはなりますが、今のところ告訴するという  
ことを決定はしていません。
- 市嶋委員 このお金自体はお預かりしたお金なので、刑事的などころをどうすか  
という判断はお金をお預けした人からの意見を反映された上でどうすか  
というところはどうか。
- 学校人事課長 この金額は、職員厚生費については小針小学校の職員、諸校費につ  
いては保護者、請求については学校が校長の名前で本人に請求をして  
います。
- その点でいえば、保護者や職員がどう判断するかということになります  
が、教育委員会も学校と相談した上で今のところ先ほどお話しした状況  
であるということです。
- 佐藤委員 お金が最終的にどういう風になるのかと思っていましたが、全部集計で  
きてよかったと思っています。
- ほかの学校園で通帳と印鑑と一緒に保管されているケースがあったと  
いう報告を受けましたが、それは色々なルールを守っていくということで  
よいかと思えます。
- 実際にほかの学校園で不正やミスがあったかどうかの確認はされたか  
どうか。
- 学校人事課長 公費又はこのような預り金はすべての学校園で、ちょうど調査の時期  
が年度末で会計を締める時期でもありましたので、通常通りの締めサイ  
クルの中できちんと確認するよにということで、すべて適正に行われ  
ているという報告を受けています。
- 小野沢委員 その調査は学校長がなされたのですか。
- 学校人事課長 各課からそれぞれの学校の会計について、具体的な例を示して行  
い、調査については、学校長が責任をもって行いました。
- 小野沢委員 今後このように事務職員と学校長が二人体制でこういった会計をおこ  
なっていくのですか。
- 学校人事課長 今回の場合は年度末の差し迫った時期でもあり、また確認のマニ  
ュアル等を今後改正していく予定にしていますが、前回の教育委員会  
でもお話しさせていただきましたが、どのようにして外部の方々からみ  
てもらうか、このようなことが再発しないように預り金や公金のマニ  
ュアルを見直しています。
- 様々な困難な面はありますが、できるだけ外部の目をいれるような形  
で考えています。
- 田中委員 今の説明でだいたい分かりましたが、いつ頃を目途に預り金や公金の  
マニュアルの改訂を考えていますか。
- 学校人事課長 年度初めには一度しっかりと財務担当から話があると思  
いますが、多くの学校で夏休みに研修を行っていますので、マニ  
ュアルを6月中くらいには出して学校に徹底して夏休み中の研修等  
に間に合わせたいと考えています。

○田中委員 預り金マニュアルを作った時を思い返すと、本当に危機意識をもって教育委員会、各学校がマニュアル作成に取り組んだはずなんです。しかしまたこういった事例が起きてくる。ですので、今回の件を重く受け止めて監査体制をしっかりと確実なものにしていきたい。

○教育長 次に、2020年度新潟市立学校教育採用選考検査の概要については、公表前であることから、非公開としたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。よろしければ公開案件の終了後、非公開案件として再開し、報告をいたします。

#### 第4 次回日程

○教育長 続きまして、日程第4「次回日程」について、教育総務課から願います。

○教育総務課長 それでは、次回の日程でございます。5月につきましては、5月30日木曜日午後3時30分から、6月につきましては、6月28日金曜日午後3時30分から定例会を予定しております。

#### 第5 公開終了

○教育長 これで公開案件を終了します。  
これより定例会を非公開といたします。傍聴人・報道はご退席ください。

#### 第6 報告案件(非公開)

○教育長 これより定例会を再開し、報告案件に入ります。  
「2020年度新潟市立学校教員採用選考検査の概要について、学校人事課から説明をお願いします。」

「2020年度新潟市立学校教員採用選考検査の概要について」報告

#### 第7 定例会閉会

○教育長 以上で、定例会を閉会いたします。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員 佐藤 久宗

署名委員 市嶋 洋介